

2019年度海外留学支援制度（協定派遣）
ご担当者様

独立行政法人 日本学生支援機構
留学生事業部 海外留学支援課

感染症危険情報レベル2以上の国・地域に派遣中（一時帰国中を含む）
の2019年度海外留学支援制度（協定派遣）派遣学生の取扱いについて

外務省海外安全ホームページにおいて、中国、大韓民国、イタリア及びイラン全土が、感染症危険情報レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」以上に引き上げられています。

今後、新型コロナウイルス感染症による危険情報レベルの引き上げは、これらの国・地域以外に拡大する可能性があります。派遣先大学等の所在地がレベル2以上にあたる派遣学生について、レベル2以上になった日をもって、奨学金等の支給を見合わせます。（「2019年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」8ページ、「平成30年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」12ページ参照）

つきましては、レベル2以上の国・地域に派遣中（一時帰国中を含む。）の派遣学生の取扱い及び対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

派遣中（一時帰国中を含む）の派遣学生について

| | 現在の状況 | 今後の予定 | 取扱い・対応 |
|---|-------|----------|--|
| ① | 一時帰国中 | 派遣を再開しない | ・登録変更により、 <u>支援終了日をレベル2以上に引き上げられた日に変更してください。</u> |
| ② | 一時帰国中 | 派遣を再開する | ・感染症危険情報レベルがレベル1「十分注意してください。」以下に下がった場合は、支援を再開いたします。 |
| ③ | 派遣中 | 一時帰国する | ・感染症危険情報レベルがレベル1「十分注意してください。」以下に下がらなかった場合、支給対象月を一時不在とする登録変更を行ってください。 |
| ④ | 派遣中 | 派遣を継続する | |

※レベル2以上の国・地域にいる派遣学生（上表ケース②及び③、④）について：

感染症危険情報レベルがレベル1「十分注意してください。」以下に下がった日をもって、奨学金等の支給が可能となります。支援の再開に備え、毎月派遣学生の在籍確認を行っておいてください。ただし、上表ケース②の場合は、派遣再開後に在籍確認を行ってください。

例) 支給対象月2、3、4、5、6、7月

2月下旬にレベル2に引き上げられ、5月5日にレベル1に引き下げられた。

2月：レベル2になる前に在籍確認をとっていれば支給可

3月：不在月の登録変更手続き（2019年度3月分の奨学金返納）

※2019年度に機構から送金した奨学金の最終返納期限を2020年4月10日（金）に延期しました。

4月：不在月の登録変更手続き（2020年度4月分の奨学金返納）

5月：5月5日以降に支給可

6月及び7月：通常どおり

以上